

以心草紙

●従事者の衛生マニュアルと衛生慣行 ③

古跡 幹人
(2021年10月)

引き続き、従事者の衛生マニュアルと衛生慣行について記す。前回と前々回、食品を取り扱う者として、実行しなければならない一般的な内容について記述した。今回は、体験談である。記述された内容、ひとつひとつを実行するのであるが、実行するにあたり、問題・課題に出くわす事になる。私の体験が、皆さんが出くわすかも知れない問題について、参考になれば幸いである。

【検便の結果】

取り扱う製品の 카테고리によって、年間に実施する検便の回数は異なると思う。検便は、サルモネラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、病原性大腸菌の5種類が一般的である。検体を採取した時に、上記5種類の病原菌に感染していないか、その病気に罹患していないかを調べることになる。

検便の結果、稀に保菌者として報告される事例が発生する。サルモネラ、病原性大腸菌の検出であるが、本人に症状が無い健康保菌者である。本人に告げ、産業医（かかりつけ医）に診察を依頼し経過を観察することになる。食品に直接触れる仕事はできない。所轄の保健所にも連絡をしなければならない。食品衛生監視員の方が、原因となる食品の特定や、他に食中毒の発生がないか調査を実施する。本人は、経過観察後、検便の結果が陰性であることの診断を受け、職場復帰となる。通知を受けてから、1週間から10日を要す。保菌

者が直接食品に触れる工程の作業者であれば、製品の安全確認が必要となる。日々の衛生慣行の実施記録、製造記録、製品の検査記録を検証することで、製品の安全を保証することができる。

【健康チェック】

日々の健康チェックで、夏季に起きるのが37.5℃以上の発熱である。工場入口が駐車場から遠く、急いで来たために一時的に体温が上昇することがある。これは、少し時間をおけば、平熱に下がる。しかしながら、疾患による発熱の場合は、帰宅して養生をしていただかなければならない。他に症状のある場合も同様である。

手に怪我がある場合は、責任者が傷を確認する。膿をともしない場合は、当該部分を耐水性のある被覆材で覆う。紛失の場合、目視で発見しやすく、金属検出機で検知可能な被覆材を使用する。使用については、いつ・だれが使用したか、作業終了後まで身に付けていたかなど、管理責任者を設け使用及び在庫の管理を行う。



(山口県 秋吉台 : タマゴタケ)

【作業着の洗濯】

前々回、作業着の洗濯は、自宅で洗濯させてはならないと記述した。家庭には、色々な危害要因（生物的、物理的、化学的）があり、それらを工程に持ち込んでしまう。以前、浜松市でノロウイルスが原因の食中毒が発生した。原因となった食品は、店で製造された洋菓子であった。保健所の検査の結果では、従業員に感染者はいなかったが、調査の結果、作業着からノロウイルスが検出され、ノロウイルスは作業着から食品へ感染したことが明らかになった。聞き取りの結果、作業着は各々自宅で洗っていることが判明。汚染経路は、自宅で作業着にノロウイルスが付着し、それが洋菓子に二次感染したものであるとの結論であった。この事案の発表後、自宅での洗濯を、専門業者に委託するように改める食品会社の対応が加速した。また、食品衛生以外にも問題点が指摘されている。「作業着の自宅での洗濯は、時間外労働にあたる」というものである。作業着は、食品衛生・食品安全及び労働衛生の観点からしても、自宅に持ち帰らせて洗濯をさせることは、あってはならない。作業着の管理も含めて、専門業者への委託、あるいは、手順を定めた自社の設備での洗濯を実施しなければならない。



(山口市 蕎麦ヶ岳 : シロオニタケ)

【更衣前の衛生チェック】

健康に問題がある、例えば、発熱がある、腹痛、下痢の症状がある従事者は、休暇を取り、健康の回復に努めてもらう必要がある。また休養が最良の方法であると意識付けをすることも重要となる。旧態依然の感覚は、時代遅れ。体調不良者が発生しにくい職場づくりと、体調不良者は、積極的に休み易い職場づくりが大切である。

当たり前のことかも知れないが、出勤時に、相手の顔を見て挨拶を交わす。その時、顔色、表情から、健康か、元気か（心の方も健康か）確認する。その次に、手を見る。怪我などしてはいないか、手荒れを起こしていないかなど確認する。

品質管理の仕事は、製品の品質を管理するだけではない。人（人の心）も管理しなければならない。品質は、工程で造られる。その工程は、人が大きく関与するからである。

【毛髪管理】

毛髪は、健康に危害を与えるものではないが、不衛生なモノとして取り扱われる。HACCPが導入された当初、毛髪は「Hazard：危害要因」として、取り上げないとする専門家もいたが、食品に混入すれば、必ずクレームとなり、その組織のレベルと従事者のモラルが問われる事になるので、多くの組織は物理的的危害要因として取り上げた。

頭髪は、一日に平均 60 本近く（男性 62 本、女性 55 本）抜け落ちる。一日の労働時間が 8 時間であれば、工場に居る時間は 10 時間近くになる。大雑把な計算であるが、約 30 本は工場に居る時に抜けることになる。極力、工場に居る時に頭髪が抜けないようにすることが必要となる。

既に抜けた毛、これから抜ける毛をシャンプーで落とし、更に出勤時のブラッシングで、抜けた

毛とこれから抜ける毛を取り除く対策をとる。工場内にシャンプー台等、洗髪設備を備えた工場は少ないと思う。そこで、工夫が必要となる。

前職の体験を紹介する。

私が、品質管理に配属された時、毛髪のクレームが、月に2~3件あり、多い月は5件以上あった。品質管理の責任者として、毛髪クレームの削減に取り組んだ。毛髪に関する本や論文を読み、講習会で学び、他社を見学し、業者の方からも情報をいただいた。作業帽、その下に装着するネット、作業着の変更を幾度も実施した。

既に抜けた毛、これから抜ける毛をシャンプーで落とし、更に出勤時のブラッシングで、抜けた毛とこれから抜ける毛を取り除く対策をとる。先に述べたが、工場内にシャンプーの設備が無い工場は多いと思う。そこで、従事者に、各自宅で毎日シャンプーをしていただくよう、お願いした。

その次に、何処に、毛髪がどのくらい落ちているか、環境の調査を実施した。休日は、防虫管理業者さんに手伝っていただき、工場内に粘着ローラーを掛け、実態調査を実施した。

前回の以心草紙で記述したが、毛髪クレームの防止対策において、作業着は重要な役割を果たす。

現在の、スタンダードは、上着の二重袖、ズボンの二重裾、上着のショール（上着の中から下に異物が落下しないように上着の裾にショールが付き、このショールをズボンの中に入れる）、袖・裾はゴム（幅広）使用、襟は立て襟、ファスナーの使用（いわゆるマジックテープは使用不可）などである。帽子も数多く種類があるので、そのなかから適切なものを選択する。帽子のショールは勿論、メガネ用のスリット（ネットも同様）は必須である。

毛髪のみならず、異物混入、食品防御の観点から、作業着の下に着る服、下着類についても、規定しなければならない業種もある。そこまでは、いかないとしても、靴下はくるぶし以上の長さがあり、二重裾をカバーすることが出来る長さのものに規定すべきである。作業着、作業帽子、ヘアネット、マスク等の防護着の選定にあたり、快適な作業環境の提供を怠ってはならない。先に記した毛髪の落下調査の結果であるが、作業室床に毛髪は無かった。作業前室の床も少なかった。多くの落下が見られたのは、更衣室、事務室、意外なのは工場内の廊下（作業帽、作業着着用で歩く場所）であった。更衣室で落下した毛髪を、靴の裏に付けたまま工場内に入っていたのである。

更衣室の改善、粘着マットの設置個所の増加、エアーシャワー内で採取した毛髪の数グラフにして掲示、各所入室時のローラー掛け実施の対策で効果をあげる事ができた。作業時の毛髪チェック実施で注意喚起を行う事で、意識高揚を図った。数年かかったが、毛髪混入クレームは、ほぼ「ゼロ件」になった。有っても、数年に一度の発生にまで減少させることができた。

「自工場の工程で混入したものではない。」と言い切る事ができるまでの管理と、その証拠が求められる。



(山口市 : ほおずき)